第一号、第三十九条第六項第一号、第五十一条第一項第一号及び第二項第一号、第五十三条第一項第一号、第三項第一号、第四項第一号及び第五項第一号、第五十六条第四項第一号並びに第五十六条の二第一項第一号及び第二項第一号の規定は、施行日以後に提出する新酒税法施行令第十八条の二第二項、第二十九条第一項、第三十三条、第三十四条第三項、第三十四条の二第二項若しくは第三項、第三十七条第一項、第五十一条第一項若しくは第二項若しくは第五十六条第四項の申請書、新酒税法施行令第二十九条第三項、第二十四条第四項若しくは第二十五条第四項若しくは酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二十八条第七項の書類、新酒税法施行令第三十四条第二項若しくは第五十六条の二第一項若しくは第二項の書面、新酒税法施行令第三十四条の二第五項若しくは第六項の届出書、新酒税法施行令第三十九条第六項若しくは第五十三条第三項から第五項までの申告書又は同条第一項の製造設備申告書について適用し、施行日前に提出した前条の規定による改正前の酒税法施行令（以下この項において「旧酒税法施行令」という。）第十八条の二第二項、第二十九条第一項、第三十三条、第三十四条第三項、第三十四条の二第二項若しくは第三項、第三十七条第一項、第五十一条第一項若しくは第二項若しくは第五十六条第四項の申請書、旧酒税法施行令第二十九条第三項、第三十四条第四項若しくは第三十五条第四項若しくは同法第二十八条第七項の書類、旧酒税法施行令第三十四条第二項若しくは第五十六条の二第一項若しくは第二項の書面、旧酒税法施行令第三十四条の二第五項若しくは第六項の届出書、旧酒税法施行令第三十九条第六項若しくは第五十三条第三項から第五項までの申告書又は同条第一項の製造設備申告書については、なお従前の例による。

2　新酒税法施行令第三十九条第一項第一号及び第三項第一号の規定は、施行日の属する月分（施行日が月の初日でないときは、施行日の属する月の翌月分）以後の月分の酒税法第三十条の二第一項又は第二項の申告書について適用し、施行日の属する月の前月分（施行日が月の初日でないときは、施行日の属する月分）以前の月分の同条第一項又は第二項の申告書については、なお従前の例による。

（国税通則法施行令の一部改正）

第十三条　国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号中「居所」の下に「、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。以下この号及び次号において同じ。）」を、「相続分」の下に「（個人番号を有しない者にあつては、氏名、住所又は居所、被相続人との続柄及び同項に規定する相続分）」を加え、同項第三号中「及び住所又は居所」を「、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）」に改める。

（国税通則法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　前条の規定による改正後の国税通則法施行令第四条第二項第二号及び第三号の規定は、施行日以後に行われる国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十三条第一項の規定による届出について適用し、施行日前に行われた同項の規定による届出については、なお従前の例による。

（所得税法施行令の一部改正）

第十五条　所得税法施行令の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」に改め、同条第三項中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第四十一条第一項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第四十一条の二第一項中「（当該いずれかの書類に当該障害者等の生年月日又は住所が記載されていない場合には、当該いずれかの書類及び当該障害者等の氏名、生年月日及び住所を証する住民票の写し、健康保険の被保険者証、運転免許証その他の財務省令で定める書類のうちいずれかの書類）」を「及び確認書類（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項（定義）に規定する個人番号カードその他の財務省令で定める書類をいう。第四十三条第一項（非課税貯蓄に関する異動申告書）において同じ。）」に改め、同条第二項中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第四十一条の三第一項中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第四十三条第一項中「又は住所」を「、住所及び個人番号」に、「第四十一条の二第一項（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲）の氏名、生年月日及び住所を証するいずれかの書類」を「確認書類」に改め、同条第二項及び第三項中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第四十五条第五項中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第五十条第一項中「及び所在地」の下に「並びに当該金融機関の営業所等に係る金融機関等（第三十二条各号（金融機関等の範囲）に掲げる者をいう。）の個人番号又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号を有しない個人にあつては、名称及び所在地）」を加える。

第三百五条第一項第一号中「及び本店」を「、本店」に、「所在地」を「所在地及び法人番号」に改める。

第三百十六条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、当該申請書を受理した当該給与等の支払者は、当該申請書に、当該給与等の支払者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

第三百十六条第一項第一号中「及び住所」を「、住所」に、「居所」を「居所。以下この号において同じ。）及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所。次条第一項第一号において同じ。）」に改め、同条第三号中「行なつて」を「行つて」に改める。

第三百十九条の二第一項中「及び住所」を「、住所及び個人番号又は法人番号」に改める。

第三百二十四条第一号中「及び住所」を「、住所」に、「居所」を「居所。以下この号において同じ。）及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改める。

第三百二十五条第一項中「添附して」を「添付して」に改め、同項第一号中「及び住所」を「、住所」に、「居所」を「居所）及び個人番号」に改め、同条第二項中「その者の氏名又は住所若しくは居所を変更した」を「次の各号に掲げる場合に該当することとなつた」に、「変更前の氏名及び変更後の氏名又は変更前の住所若しくは居所及び変更後の住所若しくは居所」を「当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項」に改め、「にその証明書を添付し、これ」を削り、「があつたときは、」を「をする届出書が第一号に掲げる場合に係るものであるときは、その者は当該届出書に当該証明書を添付するものとし、当該届出書を受理した」に、「、新たな」を「新たな」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その者の氏名又は住所若しくは居所を変更した場合　その者の変更前の氏名又は住所若しくは居所及び変更後の氏名又は住所若しくは居所並びに個人番号

二　その者の個人番号を変更した場合　その者の氏名、住所又は居所並びに変更前の個人番号及び変更後の個人番号